「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」記入方法

(新人看護職員研修事業費補助金)

１　概要

本報告は、貴施設が交付を受けた「新人看護職員研修事業費」について、交付要綱の規定により、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を報告していただくものです。

消費税の仕入税額控除は，仕入控除の対象とならない補助事業者（免税事業者等）でない限り，課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を，消費税の確定申告により，控除できる制度です。　【預かり消費税－支払い消費税＝納付消費税】

税制上，補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく，特定収入となるため，預かり消費税の対象にはなりません。一方，補助を受けた事業で支払った消費税は，支払い消費税の対象になることから，補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額が控除されます。

補助事業者が補助金の交付を受けて支払い消費税が発生する補助事業を実施し，確定申告の際に仕入税額控除の控除をした場合，補助事業者は，当該支払い消費税を実質的に負担していないこととなることから，当該仕入控除税額分の補助金を返還していただく必要があり，これを新人看護職員研修事業費補助金交付要綱第７条に「交付の条件」として規定しております。

このことから，補助事業者の皆様は，補助事業完了後に確定申告により仕入税額控除をした場合，速やかに「消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書」により，県に報告くださいますようお願いいたします。「速やかに」とは概ね１か月程度を目安にしてください。

貴施設へ交付した金額及び年度等の詳細については，【別紙】をご確認ください。

２　提出していただく書類

書類のダウンロードはこちらからhttps://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/nurse-net/hojyokinsiirekoujyo.html

ひろしまナース♥ネット⇒各種支援・補助金情報⇒補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書について

1. 別記様式第３号「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」
2. 別紙概要１～４のいずれか⇒貴施設の状況に応じて、使用してください。
3. 貴施設が税務署に提出された「消費税の確定申告書」の写し、及び「付表２　課税売上割合･控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(確定申告後に修正申告等を行った場合は、その修正申告等の写し)

ダウンロードした「別紙概要」に必要事項を入力していただくと，返還額が自動計算されます。

各概要には記入例がありますので、参照の上、入力や記入をしてください。

３　返還額の計算方法

1. 返還額が０円場合

貴施設が次の①～⑤のいずれかに該当している場合は、返還額は生じません。

* 1. 補助対象経費が人件費等の非課税仕入だけになっている。

※実績報告書の「対象経費の精算額算出内訳」で賃金・研修責任者経費・教育担当者経費以外に経費が計上されている場合は，返還が生じます。今一度，実績報告書一式をご確認ください。

* 1. 消費税の申告をしていない。
	2. 簡易課税方式により申告している。
	3. 貴施設が消費税法別表第三に掲げる法人に含まれ、特定収入割合が５％を超えている。
	4. 補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として申告している。

①～⑤のいずれかに該当する場合は、

・別記様式第３号

・別紙概要４（返納額が０円の場合）

・「消費税の確定申告書」の写し及び「付表２」の写し

・特定収入がわかる書類（④に該当する事業者のみ）

の合計４種類（もしくは５種類）を提出してください。

※③の簡易課税方式で「付表2」が無い場合、「付表5」の写しを提出してください。

(2) 返還額がある場合

・別記様式第３号

・別紙概要１～３のいずれか

・「消費税の確定申告書」の写し及び「付表２」の写し

の合計４種類を提出してください。

※実績報告書の「対象経費の精算額算出内訳」で賃金・研修責任者経費・教育担当者経費以外に経費が計上されている場合は，返還が生じます。

また，交付された補助金額が，「対象経費の精算額算出内訳」に記載されている人件費等の非課税対象金額を下回っている際に，「交付された補助金は人件費にしか充当できない」という理由では返還額は０円にはなりません。「対象経費の精算額算出内訳」に課税対象の経費が計上されている場合は，補助対象経費のうち課税対象経費の占める割合を計算し，補助金額と課税売上割合を乗じて返還金額を計算してください。（ダウンロードした「別紙概要」に必要事項を入力していただくと，返還額が自動計算されます。）

※算出された返納額は円未満を切捨てとし、整数にします。

①課税売上高が 5 億円以下の場合かつ課税売上割合が 95％以上**（別紙概要１に入力してください）**

返還額

＝

×

補助金額

10

11

0

②課税売上割合が 95％未満の場合又は，

課税売上高が 5 億円を超え課税売上割合が 95％以上の場合

●一括比例配分方式を採用している場合**（別紙概要２に入力してください）**



仕入控除税額



（控除

する

消費税額）

補助対象経費

の

うち

課税

課税売上

割合

仕入等に係る消費税額

控除できない消費税額

で

按分

＝

×

×

×

補助対象経費の

返還額

補助金額

うち課税仕入額

10

課税

売上割合

補助対象経費

110



●個別対応方式を採用している場合**（別紙概要３に入力してください）**

課税売上

割合

で

按分

Ｂ

ＡとＣに共通するもの

Ａ

課税売上

のみに

対応する

もの

補助対象経費

の

うち

課税

仕入等に係る消費税額

Ｃ

非課税売上

のみに

対応

するもの

仕入控除税額

（控除する

消費税額

）

控除できない消費税額

